

別記 第六

許意賞殿目下缺勤相成后候廢事務整理の都合有之候  
間至急出勤相成度末七月三日迄に出勤せられ可合  
に申出候の意思無きものなりと申す續可致為念  
豫め御通知申上候  
一 故 具

大正十四年七月十八日

株式会社芝浦製作所  
殿

券紙第八八九號

大正十四年七月二十一日

警視總監 太田政弘



内務大臣 若槻禮次郎 殿  
東京警備司令官 殿  
社会司長官長 長谷隆一 殿  
東京地方裁判所檢察官 殿  
京都大阪神奈川千系清玉  
山梨愛知兵庫胸長  
右 存 縣 知 事 殿

1476  
第913号